

佐野黒から揚げロゴマーク取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐野黒から揚げに係るロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークは、次のとおりとする。



(使用基準)

第3条 ロゴマークを使用することができる基準は、次のとおりとする。

- (1) パパプロe街佐野奉行所により認定されたものに係るものであること。
- (2) 佐野黒から揚げ及び市の品位を損なわないものであること。
- (3) 宗教的活動を目的としないものであること。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないものであること。
- (5) 自己の商標及び意匠とするなど、独占的に使用するものでないこと。

(使用の承認)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。
- 3 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐野黒から揚げロゴマーク使用申請書（別記様式第1号）に当該使用に係る仕様が分かるものを添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、使用の承認をするときには佐野黒から揚げロゴマーク使用承認通知書（別記様式第2号）、使用を不承認とするときは佐野黒から揚げロゴマーク使用不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(承認事項の変更)

第5条 前条第4項の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

(承認の取消し)

第6条 市長は、使用者が第9条に定める事項を遵守しなかったときその他この要領に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用の期間)

第7条 ロゴマークを使用できる期間は、2年以内とする。

2 使用者は、認証が取り消されたときは、速やかにロゴマークの使用をやめなければならない。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 ロゴマークを使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの形状及び色を変更しないこと。
- (2) ロゴマークの付近に市が指定する著作権等の表示を行うこと。
- (3) 承認を受けた用途のみに使用すること。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴマークの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から実施する。

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

この要領は、令和3年4月17日から実施する。

この要領は、令和3年6月22日から実施する。